

# 東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東近江土木事務所管内の2市2町が、国・県とともに設置するもので、専門的な学識経験等に基づく助言を得ながら、大雨による浸水被害や土砂災害によって、人命被害や生活再建が困難となる被害を避けることを目的に、「自分で守る」・「みんなで守る」・「地域で守る」の視点に立った水害・土砂災害対策を検討する。

(協議会)

第3条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会には会長を置き、4市町の行政委員が年度毎に務めるものとする。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。
- 4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会長は、協議会の下部組織として、担当者会議やワーキンググループを設けることができる。
- 6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、砂防課、滋賀県東近江土木事務所および会長の属する機関に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年11月 5日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年9月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年11月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月24日から施行する。

(別紙)

委員構成 (平成27年3月現在)

(市町：市町コード順)

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学 識 委 員	京都大学防災研究所 社会防災研究部門	教 授	た た の ひろかず 多々納 裕一	
	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター	教 授	ほり ともはる 堀 智晴	
行 政 委 員	近江八幡市	副市長	つむら たかし 津村 孝司	会長
	東近江市	副市長	なかじま きよし 中嶋 喜代志	
	日野町	副町長	ひらお よしあき 平尾 義明	
	竜王町	副町長	かわべ はるお 川部 治夫	
	国土交通省 琵琶湖河川事務所	所 長	つかはら たかお 塚原 隆夫	
	滋賀県 防災危機管理局	副局長	たなか ひろあき 田中 弘明	
	滋賀県 農政水産部畜産課	課 長	ないとう しんご 内藤 慎吾	
	滋賀県 土木交通部砂防課	課 長	なかがわ もとお 中川 元男	
	滋賀県 土木交通部流域政策局流域治水政策室	室 長	ふじた きよたか 藤田 喜世隆	
	滋賀県 土木交通部流域政策局河川・港湾室	室 長	のざき のぶひろ 野崎 信宏	
	滋賀県 東近江土木事務所	所 長	もりの きゅうえい 森野 久栄	